

令和8年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和8年6月24日（水）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番 松 山 貢	6番 牧 野 牧 子	11番 安 部 大 助
2番 村 上 一	7番 齋 藤 則 子	12番 前 田 芳 樹
3番 西 村 万里子	8番 村 上 謙 武	13番 石 田 茂 春
4番 脇 田 千代志	9番 菊 地 政 文	14番 高 宮 陽 一
5番 山 田 浩 太	10番 西 尾 幸太郎	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池 田 高世偉	水 産 振 興 室 長 木 瀬 高 宏
副 町 長 大 庭 孝 久	建 設 課 長 岸 本 則 和
教 育 長 野 津 浩 一	都 市 計 画 課 長 石 田 傑
会 計 管 理 者 野 津 千 秋	環 境 課 長 原 秀 人
総 務 課 長 宇 野 慎 一	エネルギー対策室長 野 津 寿 天
危 機 管 理 室 長 柳 原 潔	国民スポーツ大会推進課長 田 崎 幸 雄
地 域 振 興 課 長 橋 本 博 志	上 下 水 道 課 長 藤 田 将 之
財 政 課 長 池 本 繁 樹	布 施 支 所 長 坂 本 忠
施 設 管 理 課 長 堀 川 秀 樹	五 箇 支 所 長 石 橋 忠 夫
税 務 課 長 島 根 美 香	都 万 支 所 長 近 藤 勝 志
町 民 課 長 和 田 美由貴	中 出 張 所 長 黒 川 直 照
保 健 福 祉 課 長 中 村 恒 一	総務学校教育課長 金 井 和 昭
住民福祉担当課長 茶 山 宏	社 会 教 育 課 長 砂 川 祐 一
商 工 観 光 課 長 藤 野 一	中 央 公 民 館 長 藤 田 留 美
農 林 水 産 課 長 曾我部 一 彦	

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 拳 事 務 局 長 補 佐 前 田 静 香

1. 町長追加提出議案の題目

議第 55 号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議第 56 号 工事請負契約の締結について〔(仮称) 海の見える交流館建築工事〕

議第 57 号 工事請負契約の締結について〔(仮称) 海の見える交流館機械設備工事〕

議第 58 号 工事請負契約の締結について〔運動公園屋外キュービクル更新工事〕

議第 59 号 工事請負契約の締結について〔布施漁港沖防波堤改良工事〕

議第 60 号 工事請負契約の締結について〔油井漁港(蔵田地区) 防砂堤ブロック製作工事〕

議第 61 号 令和8年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)

同意第3号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長(安部大助)

ただ今から、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

昨日行うことができなかった一般質問を引き続き行います。

はじめに、4番：脇田 千代志 議員

○4番(脇田 千代志)

皆様、改めましておはようございます。本日も何とぞよろしくお願いいたします。

3日前の第19回隠岐の島ウルトラマラソンにおきましては、早朝から日暮れまで町長をはじめ、職員の皆様、大変お疲れさまでございました。特に町長におかれては、小雨と強風が吹き荒れる中、最後のランナーが完走するまで一人一人にメダルをかけ、ねぎらいの握手を続けておられました。その姿に、本町のリーダーとしての強い誠意と心意気を感じ、深く敬意を表する次第です。

さて、今大会は過去19回の中でも類を見ない苛酷な天候となりましたが、翻って本町の財政状況を見ますと、現在、これまで経験したことのないような大きな嵐が近づいてきております。この未曾有の危機をいかにして乗り越えていくのか。本日は、その対策について町長のお考えを伺い、町民の皆様とともに考えてまいる機会にしたいと思います。

それでは質問を行います。最初に、昨年の12月に策定されました隠岐の島町中期財政計画について伺います。第2次隠岐の島町総合振興計画における令和7年度から令和11年度までの残り5年間を見通した中期財政計画によれば、本町の財政は極めて危機的な状況に直面することが予想されています。パネル1と2でお示ししたいと思います。まずパネル1では、上のグラフに経常収支比率の推移を述べたものを中期財政化計画の中から引用しております。下の表は、実質公債費比率の推移をあらわしたグラフを引用させていただいております。

パネル1をご覧くださいますと、上のグラフのとおり令和11年度には経常収支比率が98.9%まで悪化し、町の独自政策に使える財源がほぼ失われる事態が示されています。さらに深刻なのは、下のグラフでお示しする実質公債費比率です。令和11年度には19.4%に達し、法定基準の18%を超過して国や県の許可なしには地方債を発行できない起債許可団体へと転落する予測がなされています。

加えて、次のパネル2をお示ししたいと思います。パネル2においては、上段に基金の状況をあらわしておりますけれども、財政調整基金、減債基金残高の推移、下段に、目的基金残高の推移ということで、この2つを合わせて基金総額ということで、これも中期財政計画の中から引用させていただいております。パネル2では、町の残高基金の推移について示されているとおり、上の財政調整基金と減債基金、下の目的基金ともに令和11年度末には僅か6億円あまりまで枯渇していく見込みとなっています。このままでは、住民の皆様に過去にない負担増や行政サービスの切り捨てを強いることになりかねません。

ただ、資料をお示しできませんが、前回の臨時議会で示された令和6年度の財務分析によりますと、本町の1人あたりの行政コストは類似団体の約2.6倍、負債額は3.7倍に達しており、もはや躊躇している余裕はありません。町長におかれては企業誘致等で奔走されていますが、持続可能な財政基盤を取り戻すためには、徹底した歳出見直しが不可避となっています。

そこで町長に3点お伺いします。まず、3年後に想定される実質公債費比率18%超過への見解を伺います。令和11年度以降起債許可団体に移行した場合、新規事業の実施やインフラ整備等の住民サービスに具体的にどのような深刻な制約が生じると想定しておられますでしょうか。お願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただ今の、協田議員の「3年後に想定される実質公債費比率18%超過への見解」について

のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、中期財政計画では、役場新庁舎建設、清掃センター改修、フェリー建造といった大規模な事業が続いたことによる公債費の増加が影響し、このまま対策を取らなかった場合には、令和11年度に実質公債費比率が18%を超える見込みとなっております。

実質公債費比率が18%を超えた場合の影響についてであります。町債の発行に国の許可が必要となり、新規事業の抑制や大規模な事業の実施が困難となるなどの影響が想定されます。

今後につきましては、実質公債費比率の改善に向け、町債の繰上償還や新規起債の抑制を行うなど、財政指標を意識し安定した財政運営を行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

再質問をさせていただきたいと思います。

実質公債費比率が18%を超えた場合の影響として、新規事業の抑制や大規模な事業の実施が困難となると答弁されましたが、これはすなわち住民サービスの著しい低下を招くということでないでしょうか。また対策として、町債の繰上償還を挙げられましたが、先ほどのパネル2でお示ししたとおり令和11年度末には基金が6億円あまりにまで枯渇する見込みとなっております。枯渇していく基金の中で、一体どの財源を使って繰上償還を行うおつもりなのでしょうか。

中期財政計画の警鐘を本当に真剣に受け止められておられるのか、具体的な繰上償還の財源内訳について再度伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

繰上償還の財源はどこからということですが、現在の中期財政計画、いつもご説明申し上げておりますように、非常に厳しい目で厳しい形で将来の計画を立てないと、あまり緩くみていますと、さらに自分たちの財政指標に対する目が甘くなりますので、厳しい目で計画を見た中で、この財源につきましては、今年度もそうでしたが決算時に不用額を充てていきたいというふうに考えています。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

はい、承りました。財政の緊縮に努めて、その果実を財源に充てるというお答えではなかったかなと存じております。

それでは続いての質問に移らさせていただきます。次は、聖域なき行財政改革を断行する

体制構築のお考えについて伺いたいと思います。もはや行政内部の自浄作用や、既存の審議会に依存する段階は過ぎているのではないのでしょうか。町長直轄の組織として、外部の専門家等から成る第三者諮問機関を設置し、一切の忖度なく既存事業に抜本的なメスを入れる体制を構築するお考えはありませんでしょうか、伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の「聖域なき行財政改革を断行する体制構築」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、大規模事業が続いたことにより本町の財政指標は悪化する傾向にあります。また、財務分析におきましても、離島特有の事情により行政コストが類似団体と比較すると高い水準になっているものと認識しております。

本町におけます既存事業の見直し体制につきましては、総合振興計画審議会による事務事業の外部評価を実施し、外部有識者のご意見を伺う仕組みを設けているところであります。現段階におきましては、さらに第三者諮問機関を設置する考えはございませんが、現行の外部評価も含めたPDCAサイクル機能により、持続可能な行財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（脇田 千代志）

承知いたしました。

既存事業の見直し体制として、総合振興計画審議会による外部評価を上げられました。しかし、令和7年度の同審議会の報告書を確認しましたが、事業の費用対効果を検証するような財政的な視点は一切見あたらず、そもそも事業費を示す項目すらありません。事業費すら把握評価していない組織に町の財政危機を救うための聖域なき事業見直しができるはずはありません。現行の外部評価が機能していないことは明らかではないのでしょうか。

だからこそ、財政的見地に特化した第三者諮問機関を直轄で設置すべきではないのか、再度見解を伺わせていただきます。

○番外（町長 池田 高世偉）

改めて第三者機関の設置をする考えはないかということですが、審議会の外部評価につきましては、報告書にはそういった記載がないところですが、全ての事業について当然ではございますが事業費、それに対してのPDCAですからきちんと資料を提出して審議をいただいているところでございます。

私としては、外部評価が決して機能していないというふうには考えておりませんので、ご理

解をいただきたいと思います。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

再々質問でお願いいたしたいと思います。

審議会の財政評価も含めた報告につきましては、公表をされているものでございましょうか。その1点だけお願いいたしたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

審議会の外部評価の公表でございますが、公表につきましてはさせていただきます。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

失礼いたしました、私の勉強不足であったようです。しっかりと調べ直して、また機会があるときにご提案をさせていただければと思います。

さて、それでは3番目の質問に移らさせていただきたいと思います。

3番目は、住民との危機感の共有と機運の醸成を図るべきではということでございます。

住民サービスの削減をお願いする上で最も大切なことは、単なる我慢の強要ではなく、窮すれば通ずる精神で住民の皆様に理解と協力を求め、このピンチをチャンスに変えようという前向きな機運を高めることにあると考えます。

行政が率先して身を切る覚悟を示したうえで、どのように住民と危機感を共有し、この難局を乗り越えるための気運を醸成していくのか、町長の見解を伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「住民との危機感の共有と気運の醸成を図るべき」についてのご質問にお答えします。

財政難を理由に、町村合併以降長年にわたり職員の給与カットをしたほか、早期の退職を促しました。町民の皆様にもご負担を強いるなど、時の財政難を乗り切った経緯があります。

近い将来におきまして、長年据え置いてきました各種料金につきましては、昨今の物価上昇を踏まえ、相応のご負担をお願いすることはあるやに考えております。また、本町が町民の皆様に提供するサービスの水準について検討する時期が来ることも想定されます。しかしながら、できることなら、私の在任中は過去の苦い経験を繰り返したくないと考えております。

これまで同様に、本町の財政状況などを町民の皆様と共有しながら、最悪の事態を招かぬよう、事務事業の見直しや自主財源の確保に取り組み、財政の健全化を目指してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

はい、伺いました。

再質問をさせていただきますが、その前に住民との危機感を共有し再建の気運を図った自治体としてお隣鳥取県智頭町の事例を挙げたいと思います。智頭町は、実質公債費比率が危険水域に達し財政再建が急務となったことで住民と行政の関係を根本から変えました。町はもう行政だけでは町を維持できないと宣言し、無作為抽出で選ばれた住民による100人委員会を発足させ、行政がトップダウンで予算を決めるのをやめ、地域の課題解決に使える交付金予算を各地区の住民組織に直接渡し、使い道を住民自身に決めさせる仕組み、ゼロ分の一村おこしを導入しました。これにより、行政のコストを大幅に下げる自立的な活動を展開し財政難の危機を脱することができたということでございます。

ほかにも、神奈川県秦野市、岩手県紫波町などが住民との協働で財政難を克服したことで、全国的に知られているようですが、共通しているのは行政がお金がない事実を早い段階から具体的なデータで住民に提示して、地域対財政難という同じ目標に向かうチームへと意識を変えられた自治体が改革に成功をしているようです。

それでは再質問に移らせていただきます。町民の皆様と危機感を共有するために重要なのは、数字の見える化です。本町の実質的な借金負担は、現在、約400億円となっており、そのうち7、8割の交付税措置を除いてもざっくり約100億円残り、これは町民1人あたりに換算しますと約80万円の負担を強いることになっております。おぎゃあと生まれた赤ちゃんにも80万円の借金を背負わせる状態です。ご答弁で、これまで同様に本町の財政状況などを町民の皆様と共有すると言われましたが、これまで同様のやり方ではこの危機的な状況は実際のところ住民の皆様には全く伝わっていません。

これまで以上に踏み込み、例えば広報紙での特別号の発行や全地区での財政説明会の開催など、具体的な行動を起こして危機感を共有するお考えはないか伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

具体的な行動をとるべきではないか、そのような考えがあるかという再質問でございますが、まず危機感を共有するということは非常に大切なことであり、我々も隠さずにそのデータは全てお示ししております。今日、議員が提示された公債費比率、そういったものも全て町民の皆様に見える化しているところでございます。データについては、そういった形でさらに見ていただくような工夫をしなければならないと。言葉の選び方が私がまずかった部分もあるかと思いますが、今までどおりという表現と言われますとちょっと厳しいんですが、

さっきも申し上げましたが、最悪の事態を招かぬようにということを自分なりにしっかりと考えています。まだまだ我々行政ができることがあろうかと思っています。

昨日の村上謙武議員の質問にもお答えしましたように、補助事業の見直しとかいろいろ事業の平準化を図ったり、何らかの形で今一生懸命やっておりますし、各部署で人員についての検討も自主的にしていただいたりしておりますので、危機感の共有とあわせてまだまだ我々行政にできることをしっかりとやっていきたいと考えてます。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

はい、承りました。いろんな手段を講じる必要についてはまだ、時期尚早ということかと思えますけども、その前に自分たちのできることをまずしっかりとやっていくという、ご答弁であったかと思っております。決して中期財政計画の報告を軽んじるようなことは今後もないと思えますけども、また私も勉強して共に、財政難を乗り越えるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思えます。

続きましての質問、2番目の質問をお願いしたいと思えます。

政府のGX（グリーントランスフォーメーション）政策を生かした浮体式洋上風力発電の誘致について伺います。

本町の深刻な人口減少と自主財源の確保は待ったなしの課題であり、その解決の糸口を探るため私はこれまで本町周辺の豊かな風況を生かした浮体式洋上風力発電の誘致を提案してまいりました。報道にもあるとおり、国はGX（グリーントランスフォーメーション）推進法に基づき、官民合わせて150兆円規模の投資を行う大転換期を迎えています。四方を海に囲まれた日本において、EEZへの設置も見据えた浮体式洋上風力発電はまさにこのGX政策の本丸として位置づけられています。GX推進法は、2050年カーボンニュートラルの実現、エネルギーの安定供給、そして、日本の産業競争力強化という、3つを同時に実現することを目的としています。化石燃料に依存した産業社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換させる取組であり、重要なのはこれが単なる環境対策ではなく、それを起爆剤として経済成長を達成するという国の強力な意思であります。

国が本腰を入れて法整備や予算措置を進めている今こそ、本町が支援を最大限に引き出せる絶好のチャンスです。

しかし、風環境に恵まれているのは本町だけではありません。日本海側や九州地方の各自治体が、この波に乗り遅れまいと猛烈なトップセールスを展開しています。我が町が足踏みをしている間に投資は他の自治体へと流れ、一度他県に拠点が形成されれば本町は永遠にこ

の恩恵を逃すことになりかねません。もはやこれは早く手を挙げた自治体が国の支援や企業の投資を勝ち取れるという、極めてシビアな経済政策の競争原理を形成するに至っているものであります。国も漁業との共存共栄を最重要課題とし、経済産業省や国土交通省が連携して手厚い体制整備事業の助成枠組みを用意し自治体の背中を押しています。

そこで町長に2点お伺いいたします。

最初に、機会損失に対する危機認識とGX政策の機運や、助成制度を活用して、共存共栄を図る対話の場を設ける考えはないのかということをお伺いいたします。近隣自治体との激しい誘致競争において、今動かなければ、将来の莫大な自主財源を失うという機会損失に対する町長の危機認識をお聞かせください。

また、国のGX政策の機運や助成制度を最大限活用し、不安を抱えておられる漁業者の皆様と共存共栄を図るための具体的な対話の場を設けるお考えが現在あるのかを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の『機会損失』に対する危機認識と、GX政策の機運や助成制度を活用して共存共栄を図る対話の場を設ける考え」についてのご質問にお答えします。

浮体式洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギー事業は、GX（グリーントランスフォーメーション）政策のもとで国も重点的に推進している分野であり、本町にとりましても、風況などの地域特性を踏まえれば、大きな可能性を有するものと理解しております。

しかしながら、洋上風力発電事業は、地域経済への波及効果が期待される一方で、海域利用をめぐる調整や環境への影響、さらには漁業との関係性など、慎重に整理すべき課題も多く存在いたします。

機会損失に対する私の認識についてではありますが、合意形成が図れた場合には、制度上、申請の時期によって機会を失う可能性があることは、十分理解しております。しかしながら、事業の是非を判断していない現時点におきましては、私の認識について発言する段階にはないと考えております。まずは発電事業者が主体となって、漁業者の皆様をはじめとする関係者との丁寧な対話を重ねていくことが重要であります。

また、本町において漁業は、基幹産業であり合意形成が十分に得られていない段階で、特定の方向性に踏み切ることは、地域の分断を招くおそれがあります。漁業者の皆様との十分な合意形成が得られていない段階では、本町が主体となって対話の場を設けることは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（脇田 千代志）

再質問をお願いしたいと思います。

事業の是非を判断していない現時点とのご答弁でしたが、判断をしていない状態のまま他の自治体に投資が生まれる機会損失を私は危惧しております。また、まずは発電事業者が主体となって関係者との丁寧な対話を重ねていくことが重要と答弁されましたが、国の再エネ海域利用法ではまさに自治体こそが主導的な役割を果たすべきとされていることは、何度もこの場においてご説明を申し上げたところでございます。担当課のほうに詳しくレクチャーを受けていただければ分かると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

国が自治体に音頭をとるよう求めているにもかかわらず発電事業者に交渉を丸投げし、もし不調に終われば諦めるおつもりなののでしょうか。自治体として責任を放棄せず、町が主体となって漁業者と共存共栄の道を模索する対話の場を設ける覚悟はないのか、再度伺わせていただきます。

○番外（町長 池田 高世偉）

行政が主体となって対応の場を設ける考えはないかということでございますが、先ほど申し上げましたように考えはございません。これはずっとお話をできておりまして、今この場に及んで地域の分断を招くおそれがあることを我々が主体となって主導することもありますし、まずそもそも論、漁業者の皆さんとの対話そして漁業者の皆さんのお考えが一致すれば、そこで町として、新たな判断をするということはずっと申し上げてきております。

まず、発電事業者に別にやれというわけではなくて、発電事業者こそ自分がやりますと最初から申し出てきた事案であることも改めて申し上げたいと思います。

○4番（脇田 千代志）

はい、伺いました。

何度も同じご答弁をいただいておりますことは承知しております。昨年度の6月から、このようにパネルを使って仕組みとかご説明を申し上げたとおりでございます。

それをどのように受け止めるか町の未来をどう考えるかということについては、双方に非常に大きな乖離があるということをまた改めて認識をいたしたところでございます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

2番目に、国策であるGXを生かした洋上風力発電による新たな自主財源獲得の見解について伺います。

先ほどパネルでお示ししたとおり令和11年度の財政の崖を乗り越えるためには、行政のスリム化による支出削減だけでは限界があります。だからこそ、国策であるGXの波に乗り、

洋上風力発電による新たな自主財源の獲得による、収入増に今すぐ打って出る必要があると
考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の「国策であるGXを生かした洋上風力発電による新たな自主財源獲得の見解」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の、洋上風力発電を活用した新たな自主財源の獲得という視点は、本町の財政運営上、大変重要な論点であり、将来にわたる財源確保の手段として一定の期待があることは理解しております。

しかしながら、先ほど答弁いたしましたとおり、本事業は海域利用の調整や環境への影響、漁業との関係性などの課題も多くあり、特に本町において漁業が基幹産業であることを踏まえれば、合意形成を最優先に進める必要があると考えております。

このことから、漁業者の皆様との合意形成が十分に進んでいない現時点におきましては、具体的な見解を申し上げる段階にはないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○4番（脇田 千代志）

再質問をお願いしたいと思います。

漁業者との合意形成が最優先であることは当然です。しかしもし合意に至らず、洋上風力発電の誘致を見送った場合、本町の先々の財政運営はどうなるのでしょうか。洋上風力という国策による巨大な支援を活用しないのであれば、それに匹敵する規模の自主財源の確保するための具体的な代替案を町長はお持ちなのか伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

洋上風力発電にかわる大規模といいますか、財源確保の代替案があるかというところでございますが、まずもって正直な話、ありません。ただ、ありませんという裏側では、なら洋上風力発電で本当にどれだけの財源があるかということも不明であるというふうに理解します。

現段階の財政規模、先ほどからご指摘いただいている部分、まずは我が町の自主財源を中でしっかりと事業を進めていきたい、そのように考えております。

○4番（脇田 千代志）

はい、ありがとうございます。

洋上風力の誘致によって町にどれだけの恩恵があるのかということは、再三、複数の議員

で提案をしているところでございます。この事業の説明会には、五箇の区長会をはじめとした実行委員の皆さんが各地区に出向いて説明会を行ったり、それから地区の皆様に、賛同書を協力いただいて、昨年は町長と議長にお渡ししたという経緯もございます。それほどに、住民の皆様が今必死になってこういった財源についての可能性について希求しているところでございます。

町長におかれても、そういった部分もお酌み取りいただき、よく研究をしていただいて判断力を養成していただいてその上での結論に結びつけていただければと思います。

そういった願いを込めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、脇田 千代志議員の一般質問を終わります。

次に、1 番：松山 貢 議員

○1 番（ 松 山 貢 ）

おはようございます。よろしくお願いします。6 月の議会で2 年目となります。改めて、議場の尊厳のもとにここに立たせていただきます。

前回の質問では人の死生観、命のことについてのことからお話ししたわけですが、今回は、その人の命の生まれる、人が育まれる生きる原点としての島の自然と人の関わりと展開について、最適解を求めるお話しができたというふうに思います。

悠久なる隠岐の自然は世界的にも類を見ないものであり、時空を越えて人々を魅了し生と生命そのもの、宇宙を教えてくれる絶対的存在であります。この島で生まれ育った隠岐びとそして訪れた人々、さらに様々な文化人、研究者、数奇者をも唸らせる“深遠なる魅力”に満ちた歴史的にも奇跡のような島と言えます。島に触れる機会として、自然と人との関係がありますが、海・山同時に感じ取れる人にとっても近い自然自身が揺るがずそこに存在し続けております。

今回は、山を中心とした島内の自然環境資源と自然遊歩道等に係る現状と町の振興戦略についてのさらに教育についての夢と希望の具体化への道筋、戦略への話となればと考えております。冒頭に私の発言、町長の発言、執行部の皆さんの発言、それぞれの一つ一つがですね、前進への一步一步となることを考えまして、ある程度断定的な言い方をさせていただくことがあると思います。問題があればご指摘お願いしたいと思います。

質問は5 点。大きくは自然、島内自然環境資源、自然遊歩道等に係る現状と振興戦略についてであります。

1 番目には自然遊歩道などの現状把握の状況は、そして2 番目環境整備、安全管理体制構築及びそのための財源は、3 番目に整備の理想形と展開のプランは、4 番目に自然環境資源の活用と観光教育を含めた振興戦略は、5 番目に自然保護とまちづくりの考え方及びビジョンはとしております。テーマの主要としては、隠岐の自然とその保全展開、観光振興と教育、さらにまちづくりについて触れていきたいと思います。

まず第1 章としまして「現状把握の状況は」、島内自然遊歩道等の現状についてどのように把握、認識されておられるか伺います。特に大満寺周辺にある各ルート、鷲ヶ峰とかげ岩周辺のルート、またカタクリ公園等の小規模ルートの現状ですが、30 年ほど前に当時の民間、有志者によりルート開拓と登坂用ロープ整備等がなされ、さらに金属製階段等が設置され時を得て今に至ります。令和に入り近自然工法を擁されている大雪山守隊岡崎哲三氏を環境省隠岐管理官事務所によって招聘がなされ、町も立会いのもと保全整備と講習会が実施されました。全国的に評価の高い自然理解、理論に基づくものでした。

こういったこれらの経緯と近況について、現地と管理の観点から、現状の把握状況をお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、松山議員の「自然遊歩道等の現状把握の状況」についてのご質問にお答えします。

本町における自然遊歩道や登山ルートにつきましては、大満寺山、鷲ヶ峰、トカゲ岩縦走ルート、カタクリ公園の小規模ルート等を含め、これまでの整備経緯や利用状況について、一定程度把握しているところであります。

これらのルートの多くは、過去に国の自然環境整備交付金を活用して整備されたものや、地域有志・関係機関の協力により整備されたものであり、金属製階段やロープなどの設置から年数が経過している箇所も見受けられます。

また近年は環境省隠岐管理官事務所や隠岐ジオパーク推進機構が中心となり、近自然工法に関する講習や現地確認も実施しており、自然環境に配慮した維持管理の重要性について認識を深めております。

今後におきましては、関係機関と連携を図り、自然環境に配慮した適切な維持管理、及び現状把握に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1 番（ 松 山 貢 ）

自然遊歩道の成立背景と今の現況の把握状況を明らかにしておきたいという質問です。大

満寺、鷲ヶ峰、森の奥まで続く遊歩道とトレッキングルートは、草刈り等の手入れが役場の方々、地元の人々により整備され保全されている事実は大きいと言えます。これらは自発的にそして献身的な活動であり心からの敬意を表したいと思います。手の行き届かないエリアも含めこれまでの取組を発展的に展開し、進化を目指せたらと考えているところであります。たゆまぬ努力のもと、これからの未来を描き刻み込む関係者・官民とともにあった取組に期待を寄せるものであります。

30年、40年以上近く前のある方、役場職員の方ですけれども、山の中に入るロープを担いでロープの布設から開拓の道が開かれたというルーツがあります。全国を見渡しますと人気のある観光地、登山道等は、多数の入山者によって道がえぐれ人の高さほどに側溝状態にまでなり、そこに大雨が流れ濁流となり修復不可能のレベルまで壊れているところがあります。これが、環境省の関係の国立公園で各自治体の公園等でも大変な大問題というふうになっております。

一方でこの島は、入山者の絶対数が今のところ大きな被害を与えるほどの規模ではないことと、保全活動のおかげで何とか保たれているという現状です。実はこのこと自身も、隠岐の特徴として大変貴重な実態と言われているとあります。顕著なのはですね、入り口で分かりやすいのはカタクリ公園、アスファルトの道路から公園の中に至る若干の上り道、遊歩道ですけれどもあそこが典型的な場所ですね。既にえぐれ出しており階段状にはなっていますが、その段差が斜めになっていて非常に滑りやすい状態。人はそれを避けて歩きたいがゆえにその道をよけて横の道に入っていく、そこがまたえぐれていくというこの悪循環のループの繰り返し、その典型的なのは、カタクリ公園の入り口と。同じようなことは日本全国で、一方で大きな一部のところにもあらわれているという現状です。これが現状認識です。

そして第2章「環境整備、安全管理体制の構築及びそのための財源は」としまして、前日の各ルートにおいて実質的に整備保全、安全管理を事業的に執行する、または継続するには受託者の存在が不可欠となります。これは現状の関係者、関係機関ですとやはり全てをカバーすることは現実的に困難と言えるからです。まずは、総合的現状調査、マッピング管理区分等の実態確認等が必要であると言えます。効果的な体制構築のためには、調査、現状把握、リサーチを専門的に専属的に近い形で対応できる組織が理想です。

外部委託、ブレイン、既存の事業者の事業展開等、様々なアイデア、方策を要すると思いますが、環境整備や安全管理の体制構築、及びそのための財源についてどのようなプランができるのかをお伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、松山議員の「環境整備、安全管理体制構築、及びそのための財源」についてのご質問にお答えします。

自然遊歩道や登山ルート維持管理につきましては、現状では本町及び関係団体などが、各々で対応している状況であり、必ずしも一元的な管理体制が構築されている状況にはありません。

今後におきましては、利用者の安全性の確保と自然環境の保全、さらには持続可能な形で遊歩道の活用を両立させる観点から、環境省隠岐管理官事務所及び関係機関が連携し、現況調査により、詳細な把握に努めてまいります。

その上で、緊急性や利用頻度などを踏まえた優先順位付けを行い、必要な対応を段階的に整理しながら、管理区分の明確化について検討してまいります。

一方で、対象範囲が広域にわたることや、関係主体が多岐にわたることから、早期に一元的な体制を構築することは課題が多いものと認識しているところであります。

議員ご提案の、専門的知見を有する外部人材や団体の活用、業務委託等につきましては、現時点では全体の現況把握や管理体制の整理が十分でないことから、まずは本町が中心となり、現況調査及び関係機関との協議を優先して進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（ 松 山 貢 ）

本町が中心となり、現況調査及び関係機関と協議を優先して進めているということでした。これ非常にポイントになると思うんですね。ただし一元的な観光体制構築に課題も多いということでした。こういった認識で進めていきたいと思いますが、先ほど述べました今現在の保全状況は極めてまれで貴重であること。今後も崩れかけているところが進んでいく崩れ続けていく、そして、もう既に崩れてしまっているところもあるというところが散見されます。

このことから、今、初期段階での体制構築が暫定的にでも必要であります。現状現況、専門的に現地において着手すべきフェーズであります。以前には、窓杉周辺において問題事例もあったように、まず直面すべきことに向き合い手を打つタイミングもあると考えます。これに対する対処はできるでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

対応が十分できるかという再質問でございますが、現段階で十分な把握もしておりませんので、担当課と十分協議しながらまずは進めていきたいとしか、現段階では答弁できません

のでよろしくお願いいたします。

○1番（ 松 山 貢 ）

では担当課のほうと協議していただき現地確認の上に進めていただきたいというふうに思います。

今までは、ボランティア研修体験で自主的に継続進化、発展が困難な状況なんでありながらも進めてきたという状況でありました。環境保全とガイド、観光事業者、代理店、地元観光協会、さらにDMO、環境省等と実質的効果が得られる体制の構築が必要です。そして受託組織の擁立を行い保全活動自身を含めた安全管理体制、安全管理に係る事故リスク、それについて対処も可能とする必要があります。

本町が中心となりというふうに冒頭にありましたので、さらに踏み込んで本町がイニシアチブをとった協議体、そして主体的に取り組む組織ないしはプロジェクトチームの編成を求め、期待いたしますがいかがでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

整備推進のためのプロジェクトチームの組織化ということでございますが、現時点でご提案いただいたことは真摯に受け止めて検討いたしますが、現時点ではまだそういった組織的な段階は考えておりません。

○1番（ 松 山 貢 ）

現状認識、提案について真摯に受け止めるということでしたので期待したいと思います。

次、第3章としまして「整備の理想形と展開のプラン」についてです。自然環境遊歩道整備の手法は様々考えられますが、島内において数か所実施されている近自然工法は効果的と言えます。実施された現地を数年にわたり継続的に定点観察され、その有効性が実証されている状況があります。無機質な建材等を中心とした工法ではなく自然素材の現地調達を旨とした工法であるがゆえに、環境になじみ生態系への影響を極端に抑えられた方法で、しかし、技術面、自然理解等の習熟などのハードルもあります。さらなる解決を望まれるところです。

このようなことから、技術面の開発を同時に行いながら島内の各所で中継も含めた環境整備が展開され、さらに自然との関係性哲学の伝承へとつながっていくことも大きく期待されるところです。これら自然環境整備の理想形と展開プランについての可能性についてのお考えをお伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、松山議員の「自然環境整備の理想形と展開のプラン」についてのご質問にお答

えします。

議員仰せのとおり、近自然工法につきましては、地域の自然条件に即した材料を活用することで周辺環境との調和を図る手法として、また環境負荷の低減や景観の保持への効果が期待されております。

一方で、当該工法の施工にあたりましては、現地条件に応じた判断や施工技術の蓄積が必要であるほか、施工後の経過観察や維持管理におきましても、自然条件の変化への対応が求められるなど、課題もあると認識しております。

今後におきましては、既存事例の検証や、環境省隠岐管理官事務所などとの情報共有を通じて、課題の整理を行い地域の実情を踏まえながら、近自然工法の活用の可能性について検討してまいります。

また、自然環境の整備の展開につきましては、地域の景観や自然環境との調和に配慮しつつ、技術的課題や運用面の整理状況を踏まえ、総合的に検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇1番（ 松 山 貢 ）

技術面の課題や運用面の整理状況を踏まえた総合的な検討に期待したいと思います。整備の技術的手法等の体制構築について少しお話ししたいんですが、環境整備と展開と自然との関係性哲学へも注視しながら取り組んでいきたいということが理想だとは思いますが。その理想形としては具体的に構造力学ですとかセンス、建築土木の素養センス、そして修景としての意識に取組、景観美への意識とセンス、という素養的なことも当然ながら必要になってくると思います。といいますのは、公的な組織等がなさってこられた環境整備等については全国的に見ますと朽ち始めてはいますけれども、やはり無機質な材料を使った自然環境にそぐわないと言わざるを得ない状況が現状かと思えます。そういった意味では今お話ししましたような保全に対するアプローチというのは、慎重にするべきかというふうに思います。

庭造りの世界で日本で初めて勲章を受けた飯田十基という庭師がいます。この方は、作庭姿勢として雑木林をそのまま庭に持ち込む、森をそのまま庭に再現するという姿勢でやってこられました。その作庭手法アプローチ自身は、海外でも評価されて海外での作庭の実績もあります。今までは弟子の方々が全国におられ、そのアプローチを伝承しながらつくっている庭がいっぱいあるわけです。いわゆる庭屋さん、造園屋さんが“つげ”を丸刈りにするというような、よくありがちな庭とは違う自然環境そのものを再現再生するんだというようなアプローチの庭造りです。そして花の心得の中に、花生けの心としては人の手を加えてもなお

花は野にあるようにというふうに言われます。そういったささいなことですが、自然に対する尊厳といいますかそういったことは非常に大事ではないかと。自然環境の保全についても、そういった小さな心がけというところが基本になって大事になるんじゃないかと思っています。できれば、隠岐の島町においてもこのような精神手法を取り入れた独自モデル形成ができればいいなというふうにも期待したいところです。そしてその暁には、自然環境整備の理想形は隠岐にあり、と言われるようなこういうのが実現できるような新分野の振興が展開、開拓ができるというふうに思います。

そしてさらに、自然教育の展開可能性への序章となることが考えられますが見解いかがでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

この質問の答えになるかわかりませんが、今ご提案、ご説明いただいたことは十分、自分に伝わってきましたし、隠岐モデルとしてというご提案、自然と合致した修景にすべきというご提言であったように思っておりますので、今後、調査後の整備にあたっては自然と調和のとれた修景整備ができるよう行っていきたい、そのように考えてます。

○1番（松山 貢）

少し精神的なところも入った質問でしたので不安もありましたけども、うまく飲み込んでいただいて行政的にも取り組んでいくということでしたので安心したいと思います。

で、体制構築にあたってはとにかく町ですとかジオパーク推進協議会ですとか環境省、県、が関わるわけですが、つまりは実際にやる主体となる受託者自身の心構えが一番現地における表現の最先端になるわけですので、この関係者全てがですね、そろえば隠岐のこのモデルというのは実現でき、自然環境における作庭技術の手法や花生けの精神を生かした保全ということがもし実現できれば、おそらく世界的にもない手法として注目を集めるだろうというふうに思います。そして町自身の民間団体を含めたポテンシャル人材を含めてですね、ポテンシャルについては、非常に期待ができる状態であると、かつ環境自身がまだ崩れきれてない。いい意味であまり手が入りきれてないところがあるから、今の段階だからできるというふうにしております。

そして第4章です。「自然環境資源の活用等、観光教育を含めた振興戦略は」としまして、絶え間なく脈々と息づいてきた多くの自然は、かけがえのない資源としての大きな側面を併せ持っております。

この偉大なる資源としての自然を戦略的に生かす振興戦略政策について伺います。こ

の島は生物学者福岡伸一氏が表現する“センスオブワンダー”であり、解剖学者の養老孟司氏や冒険家にしてビジネスクリエーターまた、大学等でも教鞭を振るわれる辰野勇氏も魅了する島自身の比類なきポテンシャルを持っております。また、世界中を自転車で、地球2周分以上を走破し、日本中のジャパネコトラックのフィールドを制覇した冒険家、建築家、フォトグラファー、社会人類学者でもあるパッシュファミリーをして、この隠岐が世界でハイエストだと最高峰だと言わしめました。それほどの唯一無二の世界観であります。

私自身も、10代の後半から1人で日本を飛び出し行ける限りの世界中をうろつき回り、その上でやがてこの隠岐の魅力に取りつかれ、この島は世界でもトップクラスの存在であると確信し、現在でもこの深淵なる純粋な魅力の世界に浸っております。地元の子供たち、隠岐びと、そして訪れた人々にもこの島に訪ね着いた海外の人々にもこの島の魅力をもっと感じ取ってもらいたい。

そのためにも、自然環境がより自然に整備活用され、観光教育を含めた戦略的振興につながる事が理想と言えますが、町長の描かれる自然環境振興戦略をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、松山議員の「自然環境資源の活用と観光・教育を含めた振興戦略について」のご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、本町は、隠岐諸島の自然の豊かさを次世代につないでいくため、地域で自然を守り、経済的にも豊かな社会を目指して、隠岐ジオパーク推進機構と共に活動を行っているところであります。

教育分野では、隠岐の地質、生物、歴史文化の理解を深めるため、子供たちの発達段階に合わせた教育コンテンツの支援や、講師の派遣を行っております。

また、世界に認められた島を観光面に生かす取組として、隠岐自然館でのガイドをはじめ、ジオサイトへの掲示の整備などを行っております。今後は、自然環境を活用したトレッキングなどにつきましても、関係機関と連携し、環境整備を進めていきたいと考えているところであります。

隠岐ジオパーク推進機構が使命として掲げる、「教育や保全、ツーリズムによる、持続可能な地域の発展」に向け、関係機関と情報共有を図り自然環境を生かした観光・教育施策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（松山 貢）

自然環境と観光教育の一連する関係性についての振興についてのお話になればと思うんで

すが、まず、自然環境を生かした観光教育政策は、DMO、ジオパーク推進機構へ移管した上での体制構築であるということですけれども、町自身は、島の所有者的主体者として核心部のイニシアチブを握り続けコントロールしていく姿勢であるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

DMOはそういった事業等を担当するところであるが、町自身がイニシアチブをとるべきではないかというご質問ですが、まさに、DMOに丸投げするという考えではございません。

町もしっかりとした先頭的な役割を果たしていきたい、そのように考えております。

○1番（松山 貢）

町自身の自覚が確認できたということで非常に安心しております。DMO自身も活発にかつ広範囲に社会に向けても活動しながらやっておられるわけですが、足元の隠岐の島町のところにおいてはですね、どうしてもやっぱり薄くなりがちなところもあるかと思います。ただ、主体となる隠岐の島町自身が自覚があるならば、その辺のところについては、主体性を持ってコントロールしながら続けていけるんだというふうに認識します。

この第4章の冒頭で先ほど紹介しました人たちは、この島自身に隠岐の島町自身に強い関心を抱いてDMOでは着想できない、発想し得ない、地元感、足元感で直接的に独自世界、オリジナルとして生み出したものの提供も望んでいるというふうに感じております。つまり隠岐の島町オリジナルの提供する何かを期待されてるんだというようなことですけれども。つい先日ですね、ある山岳関係のいわゆる登山家ですね、専門家と隠岐の山に入りました。隠岐の取材のガイドとして一緒に入ったわけですが、この方は、日本の二大山岳雑誌と言われるネイチャーエンタープライズ社発刊の“岳人”、山岳の岳と人ですね、“岳人”、そして山と溪谷社の“ヤマケイ”、この二つの雑誌の編集責任者であり編集者であった方です、いわゆる山のエキスパートです。一緒に山に入りまして、現地でリサーチ取材を受けながら、隠岐の山を楽しめました。山中で話し合う中で、隠岐のことをこう評されました。隠岐の自然は山も海も全国的にもほかにはない特別な環境が保たれて、かつ、開発され過ぎていないことがすばらしいと評されました。そして、地形的にもコンパクトであり人との親和性と非日常性が非常に高いレベルで、満たされているという話でした。まさに言い得て妙だと思ふんですね。よく小さい島とかミニマムだという表現する方がいらっしゃいます。それは少し角度が違ふと。この方おっしゃるように、“コンパクトにまとまっている満たされている”というふうに解釈すべきだと思います。ということは、中身が充実して世界的に類を見ないほ

どの中身があるので、コンパクトに満たされているという表現になろうかというふうに思います。これらのことは、自然体験学習ツアーなどの新しい切り口の誘客が期待される場所です。

そして、このように隠岐の自然環境は独自の自然環境、観光教育プログラムに発展させることが視野に入っております。また、ネイチャーセラピーですとか自然治癒力を打ち出した企画ツアー醸成も十分可能と言えます。既に隠岐の島町と連携協定を結んでいる豊中市からのご発注により本町の農林水産課と島の民間事業者で3年にわたり取り組んだ事例や、環境省の事業として島内民間事業者が企画実施した農村山村漁村子供プロジェクト等も数回にわたり事例として行っております。環境省霞ヶ関からの評価としては、この事業自身が環境省の事業としてふさわしいと評価を受けています。

これらのことから、町としての各事業者、団体個人へのさらなる行政としての後押しが期待されますが、どういうことができるのか可能性についての見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

行政としてどのような後押しができるかということですが、今、ご質問いただいてすぐにこうするという事は持っておりませんが、関係機関と話し合いの中で、関係機関の求めるもの、そして町が自分たちで発信できるもの、そういったものを見つけた中で行政として取り組んでいきたいと抽象的な回答しかできませんので、よろしくお願いします。

○1番（松山 貢）

抽象的ではありながらも関係機関と話をしながら検討し、関わっていくということでした。

次の章です。第5章としまして自然保護とまちづくりが一体であると訴えた上で、5年後10年後の子供たちへのこの島のビジョンを確認したいことがこの質問の主旨です。

「自然保護とまちづくりの考え方及びビジョンは」としまして、自然保護とまちづくりは一体であるとの考えから町長の見解をお伺いします。

まず先般、隠岐高校に町長自身が出向かれ町が今取り組んでいるまちづくりについて生徒にお話しされた。そのときの様子に関心を寄せるものであります。どのようなお話をされ、生徒たちは、どのような反応でどんな表情を浮かべていたのかというようなことです。生徒たちは、5年後10年後には社会人として島を見つめ活躍する次世代の隠岐びとであります。まちづくりへの非常に高い関心を持ち、一方では、自然との原体験が不足し過ぎていると分析されます。

人間が生きてきた自然環境自身が生き生きと引き続き、今を生きる人々を育む現代の環境

としてまちをつくり、再生し未来へつなぐまちの大きな局面フェーズが今まさにここにあると捉えています。自然と建築、観光に携わる者として述べますと、自然環境と保護、まちづくりと再生はまさに生物、生き物、人への環境づくりにほかならないという考えが成立します。

自然保護とまちづくり相反しそうで一体である世界の隠岐におけるこれからについてのお考え、ビジョンをお示しいただき、そして次世代の子供たちへのメッセージをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、松山議員の「自然保護とまちづくりの考え方」についてのご質問にお答えします。

5月21日、隠岐高校商業科の授業におきまして、西郷港周辺まちづくりについて生徒たちにお話をする機会をいただきました。このまちづくりは、子供たちも含めた住民と共に作り、世代へとつないでいく取組であるということをお伝えしました。生徒たちからは、未来のまちへの希望と、すでに自分たちもまちづくりに関わっているという声が出され、このまちを担う世代が、まちの将来を自分ごととして考えている姿に、確かな手応えを感じたところであります。

議員ご指摘の、自然との原体験不足についてであります。策定中の景観計画におきまして、中高生を対象とした景観アンケートを実施いたしました。この結果、水辺や自然景観への関心が最も高く、ふるさとの自然を誇りとして感じていることが分かりました。一方で、自然に直接触れ、感じるという原体験の声はほとんど見られなかったことから、生活様式や社会活動の変化の中で自然体験が日常から薄れてきていると推察できます。

こうした状況を踏まえ、8年前から続く西郷港周辺まちづくりの授業におきまして、子供たちが海とつながる空間に立ち、景観を自分の目で感じながら、まちの未来を考える体験は、自然を感じることに、まちをつくることが一つにつながる、かけがえのない取組であると考えております。

西郷港周辺まちづくりは、海、川、大地へとつづく大山隠岐国立公園の自然を体験できる空間整備でもあります。変わらない自然の価値を継承しながら、時代の求めるまちの機能へ再生すること、その両方が重なるところに、次の世代に手渡せるまちの姿があると考えております。

海を感じ、自然の中で育ち、時代の変化にも対応できる力を持つ子供たちが、隠岐びとと

して次の世代につながっていく。それが、私がこのまちづくりに込めた願いであります。

○1番（ 松 山 貢 ）

子供たちに向けたメッセージについてはですね、それぞれ子供たちがどう受け止めるかというところが全てだとは思いますが、私を感じるだけでも、すばらしいメッセージになってるんだと思います。参加者した子供たちがさらに送ったメッセージを聞くとですね、そのときの思いも含めて、意思を固めてさらなる町への思いを深めていくんじゃないかということに期待したいと思います。

この5章の質問の主旨はですね、自然保護とまちづくりが一体であること、そして、それが5年後10年後の子供たちの島の未来を描くビジョンを、そのことにつながるというようなことをお話ししたいと思ってるんですね。先ほど生徒たちのまちづくりの参画の取組ですけども、いわゆるランドスケープデザインに関わっているというふうな表現になろうかと思います。まさに町の変動と再生のタイミングに立ち会える絶好の機会だと思います。おそらくここ数十年のスパンの中で、全国的にもこういった機会に恵まれる生徒たちはごくまれだろうと思います。まさにこの隠岐の生徒たち子供たちは、これに直面する最前線に立つ子供たちということになろうかと思います。

この教育機会の中では、実践的な勉強会であると同時にですね、先端テクノロジーを用いたまちづくりの最新の取組に関わってるということですが、高校に出向かれてお話しされた中でのこととか、それから先端のテクノロジーにおいて取り組まれてる子供たちの関係の世界について、少し、ご紹介をもう少しいただけたらと思うんですけども、議長よろしいですか。

（ 議長 うなづく ）

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

まちづくりの現場を扱っております所管の都市計画課のほうから詳細なことですので、お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど町長の答弁にもありましたけども、小学校中学校高校でのまちづくり事業、8年間続けております。それから景観計画でもそうですし、立地適正化計画、これ令和4年度に策定しておりますけども、この計画の中でも各地域に子供たちが住み続けたいと思うのかというところのアンケートを実施しております。こういったアンケートの中でもですね、子供たち非常に隠岐の自然が好きだからこの地域に住み続けたいんだという声が非常に多かったです。そういう意味でですね、この隠岐の自然をとて子供たちは愛して誇っているんだとい

うことが分かりますかなと思います。

先ほどの松山議員のご質問のDXの関係にもあるんですけれども、西郷港周辺のまちづくりでは世代をつなぐという理念のもとで進めておりますけれども、これを実行する方法としてDXを取り入れようということで進めております。小学校中学校の正式な授業で8年間行っておりますけど、2年前から3Dの都市モデル、プラトールと呼んでますけども、このモデルを子供たちと一緒につくろうということで、正式な授業、総合学習の授業のほうで取り組んでおります。これは実際に大城の山のフィールドを歩いて、その箇所の特徴であるだとか避難路、通学路の危険な箇所、これを自らが発見をしてそれを町の住民のために生かそうという3Dの情報づくりを進めています。

そのほかデジタルの活用については学校とも連携しながら、これは今年度からもさらに加速させていこうかなということで進めておりますけれども、様々なまた今後の取組については、また情報を共有しながら行っていきたいと考えております。

以上です。

○1番（ 松 山 貢 ）

ありがとうございます。

町長の答弁の中にですね、1箇所驚いているところがありまして、自然に直接触れ感じるという原体験の声はほとんど見られなかったというところまで、執行部として活動の中でこういった事発見されてるということは私非常に驚きでして、まず私もこのことについてのいろんな原点からの問題がいろんなことが発生してるんだというふうなことを問題意識を持っておりまして、執行部の活動の中でこういったところが取上げられてること自身に非常に驚きを持っております。

すいません、このアンケート実施についてのはですね状況といいですか、このことについてもう少し議長、許されるならば、また、都市計画のほうからお話をいただけたらと思うんですがいかがでしょうか。

（ 議長が都市計画課長に確認 都市計画課長うなずく ）

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

アンケートの詳細な中身についてはですねいろんな意見もありますけども、現在ここに持ち合わせておりませんので、また後ほど詳しいお話であれば、個別にさせていただけたらなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○1番（ 松 山 貢 ）

自然環境と教育の関係についてなんですけれども、先頃発表されています町の教育方針と事業についてですが、その中身で、自然環境のことについてほぼ触れられていないところに私少し疑問を覚えました。書かれていないのか、そもそも意識されていないのかというところについて一応確認をしたいんですが、教育長よろしいでしょうか。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

自然環境教育という部分のご指摘だと思うんですけど、これはもう、皆さんご存じだと思いますけど今、島根県は特にですね、ふるさと学習に力を入れております。全国的にも力を入れている県でございます。ましてやこの島はジオパークの島であり、豊富な資源があるということで、小中とも、ふるさと学習の時間の中でですね、山川田というところの動植物の観察であるとか、調査だとか、ということが毎年行われております。

その中でまた、ごみ問題とか地域に関わる課題もですね、ふるさと学習の中で、地域の課題解決に向けた取組をあわせて行っているのが現状でございます。

○1番（ 松 山 貢 ）

今現代におけるですね、教育関係の中の根本原因の一つとして、自然との接触、触れ合いの機会の短絡、極端な欠落があると言われると思います。まちづくりにおいても、こういった原点に返ったところから立ち返って考えていくというところの教育の一貫性を持った活動ができればというふうに思います。学びの場としての教育の場ですけれども、学校だけではなくて、最小単位としての近所、地域、そして身の回りの自然、外アウトドア、が人間の学びの原点だというふうに思います。その対極にあるのが学校であり、そしてその大前提となるのが家のしつけからだというふうに捉えております。

今現在、DXの関係でお話しされたように、ICTを含めた、AIですとか、そういったテクノロジーが進化してそれをベースにして社会を構成される教育の構成されるそういった背景が、相当な強さを持って世の中に影響をもたらしているという状況だと思います。ですが、自然環境から得られる人間の情操教育という部分については、どの時代になってもどういう技術が展開されようが人間の原点としての部分というのは忘れてはならない、ということだと思っております。よく言われますのが、現在においてもこれからのAIっていうのは、人工知能と人間の本能との関わり合いであるというふうに言われ、人工知能AIと人間の本能との関わり合い、これを私なりに表現すると、“ア・イ”とAIをアルファベットでローマ字読みですよ。愛とAIの関係性だと思うんですね。

この2つどちらも自覚できる人格形成をするということが、未来の大人の隠岐びとをつくる

ことにおいて非常に大事になってくる。ほかの地域で育つ子供たちとの差別化にもつながるのではないかと。

そしてそうやって育てていった今、子供たちが5年後10年後には隠岐を支える、地元愛の深い自然理解の浅い他の地域では、学び得なかったことを持ち得ていることになっていって隠岐を支えてくれるんだろうというふうに思います。日本人の大和心を真髄として心に残している和歌が1つあります。

○議長（安部大助）

松山議員。質問は簡潔にお願いいたします。

○1番（松山貢）

こういった和歌の心を忘れずにですね、隠岐の子供たちも生活していってくればというふうに願いながら、この質問を終わります。

○議長（安部大助）

以上で、松山貢議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ただ今から、11時20分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 11時05分）

○議長（安部大助）

少し早いですけども、そろいましたので始めてよろしいでしょうか。

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時19分）

日 程 第 2. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第44号「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」から議第54号「令和8年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」までの11議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題となっている事件に対して疑問点を質すものであります。

また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

なお、報告第1号「令和7年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から承認第7号「令和7年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）」の

専決処分について」までの計9件は、総括質疑終了後、1件ごとに「質疑」を行いたいと思います。

それでは、通告により質疑を行います。質疑の1人あたりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、発言を許します。

14番：高宮 陽一 議員

○14番（ 高 宮 陽 一 ）

それでは、一般質問でなく総括質疑を行いたいと思います。

1点目のですね、この時期の補正予算となったということにつきましては、副町長のほうから国の内示があったからという説明がございました。

これはよしとしてですね、次の2番目の地質調査の関係ですね。用地測量、本来我々工事を考えるときには、この地質調査や用地測量してから、設計入札ということが普通の流れだというふうに思うんですけども、なぜこの時期にこの交流館の詳細設計なりこの用地の測量そういう補正になったのか、その辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

それでは高宮議員の総括質疑にお答えをいたします。

最初の1点目のほうはよいということでしたので、総括質疑資料に2ページのほうにアップしておりますのでまた後ほど詳しく理由を載せておりますので、ご確認いただきたいというふうに思います。

それでは2点目の地質調査用地測量を実施してから、設計入札という流れが普通ではないでしょうかということのご質問でございますけども、議案資料2の85ページのほうをお願いしたいと思います。

今回補正を行います交流館詳細設計と用地測量の部分ですけども、この資料の図面の右下に赤枠で黄色の着色で表示をしておりますけども、交流館周辺の中央広場の詳細設計と用地測量のこととなります。予算説明資料では広場という表記が抜かっておりましたので、誤解を与えてしまいまして大変申し訳ありませんでした。

交流館周辺の広場は、今年度住民参加のもとですね、社会実験などを行いながら測量と設計を行いまして、その後に工事を進めていくというプロセスで進めている部分でありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○14 番（ 高 宮 陽 一 ）

ということはこの交流館の詳細設計及び用地測量というのは、今の広場とかそういうのも入ってると。こういうふうに理解していいですね。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

はい。交流館そのものの詳細設計測量はもう既に終わっておりまして、今年度工事の事業となっております。今回の補正予算に計上しておりますのは、その横の広場の詳細設計と用地測量ということになります。

以上です。

○14 番（ 高 宮 陽 一 ）

はい。大体は分かりました。

ただ私は先ほど申し上げたように、調査をしてそれから測量をしてそれから入札だと。設計をして入札と、こういう流れが当たり前だと。私は技術屋でないですのでそういう、それは分かりませんがないと普通考えればそうです。

それで少しそれに関連して聞きたいのはですね、その測量の結果どうだったのかということですね。というのはあの界限は今の合銀前にピアがあったときに、ピアを取壊して、次ものをつくるというときに大変海水が出てきた、こういう状況がございます。その関係の工事でも大変遅れました。そしてあの界限というのはどうかなと。ジオパークの施設をつくるときにも、途中で岩が出てまた工事が先になったとこういうことがございました。

その辺り少し状況をお聞かせください。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

ボーリング調査のことがおそらく該当するかなというふうに思っております。

現在ボーリング調査を今実施中ではありますけども、高宮議員が仰るとおりです。あの界限は大変水位が高いです。1メートル50 も掘るとですね、海水の水面が出てくるということを確認できております。

ボーリング調査ですので、支持地盤がどこにあるのかというところを調査しているわけですが、横のポートプラザのデータももらいながら現在進めておりまして、大体想定のところ大体15メートルぐらいのところですね、強い支持地盤があるということが現在分かっておりますけれども、全体のところはまだ調査中ですのではっきりとしたところはつかめていない状況です。

以上です。

○14番（ 高 宮 陽 一 ）

はい、分かりました。ありがとうございます。

それじゃ最後にですね。この事業推進のためにですね、お聞きしておきたいと思いますが、場合によってはこれはちょっと総括質疑の範囲を超えるかもしれませんが、議長の判断をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいですか。

○議長（ 安 部 大 助 ）

よろしいです。続けてください。

○14番（ 高 宮 陽 一 ）

この事業は蛇足だと思いますけども約8年ぐらい前になりますかね、その頃を思い出しました。この都市再生整備事業というのは都市再生特別措置法ということで定められて、住宅及び都市機能の増進施設の立地の適正化を図るための計画で、居住者の生活利便性を継続的に確保するために必要な施策であると。ここが一番大事なところ。さっきのこの事業の進め方が、そうではないんじゃないかともう一部の方からは、まちづくりじゃなしにまち壊しという声も出てます。そういうことがあるもので、今日の一般質問の答弁の中にも町長の答弁では、地域の分断を招くことのないようにとこのようにありました。令和4年には、旧中曽邸の建物をめぐって議会が二分するようなこともありました。

今回は交流館の建物をめぐって地域が二分する、こういった状況が起こってる。先般も、常任委員会のほうでも、説明会の様子なりこのアンケート調査の結果を聞きました。私はその前にすぐ思ったのは、このニュースレター5月号これを見て大変残念に思ったことは、町長も見ておられると思いますけども、この中に「住民の皆様と意見交換を行っております。それでは議会からの附帯決議を受け、中町や西町1町内や各会議で説明と意見交換を進めています」、このように書いてある。これ見て私は非常に残念だと。議会が決議をしたから説明会をやるんだ。そうじゃないでしょう。執行部のほうが積極的に説明をして理解を得る、これがやっぱり行政の姿勢ではないかと。このように思ってますね、内容をどうのこうのよりも、まずこのことについて担当課長にですね、すぐ申し上げました。そういうことを考えますと、まだまだ問題が多いなというふうな気がします。

そして先般、中町の町内会の連合会から、議員のほうにもそれぞれご案内がありました懇談会が開催されました。町にもあったようですが、どうも町のほうは何か都合があって欠席だったということです。私はこういうときこそ出かけていろんな話を聞いて、理解を進める、

いやこれは事業を進めないと、本当に分断を起こしたまま工事を進めて、今回の補正を見たときに、本当にこのまま進めているものなのかどうなのか。この補正予算を判断するのに大変苦慮している状況です。

そういうことで次の３点について状況をお聞かせいただきたいと思います。

まず、この地域住民の説明会を開催して、理解が得られたかどうか。この点と計画見直しも含めた検討をしたのか。所管の常任委員会に報告をして情報共有できたのか。

この３点について執行部の考え方をお伺いをしたいと思います。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

そうしましたら３点、事業全体の推進のための議会の附帯決議に対する結論ということで１点目の地域住民の方に対しての説明、理解が得られたかどうかということですが、これについては総括質疑資料の３ページをご覧くださいと思います。

先ほど高宮議員言われたとおり、産業建設常任委員会それから総務教育民生常任委員会のほうでも説明した同じ資料になりますけども、改めてもう一度説明のほうをさせていただきたいと思っております。

中町を中心としました地域住民の方との意見交換会につきましては、左の表にありますけども、３月の２２日から５月の１５日まで、１８回にわたりまして意見交換のほうを行ってきております。左の表の太字で表示しておりますのが、中町西町の各町内会での意見交換というところになります。地域の町内会の意見交換のほか地権者会というのもありますので、地権者の会、それから海の見える交流館の近隣には出雲大社がありますので、出雲大社の総代会、そして高齢者のサロンの方にもお話を聞きたいということで行っております。

それから、常任委員会のほうでも意見がありましたけども、中町西町だけではなくてこれは隠岐の島町全体にとって大事なもののなので、町全体の意見はどうなんだというところもありましたので、中・布施地区、それから西郷地区、五箇地区、都万地区の区長会のほうが開催されるということで、この場にも出かけましてお話をしました。

それから西郷港周辺まちづくりを協議をしていく関係団体の代表によりますアイノマ協議会というものが設置されておりますけども、この協議会にも今回のみちの道路の現状維持を求める件についての計画の考え方と意見交換会を行っていくというところの意見を共有したところです。

５月の１５日には町内の意見交換会を終えまして、再度、アイノマ協議会のほうを開催をしました。

3月から行ってきました意見のまとめをしまして、報告をして町の進め方を説明をして協議会のほうで理解を得ていたところでした。

この日同日の午後から産業建設常任委員会を開催させていただきまして、この資料でもって説明をしました。交流館周辺のみちの計画につきましては、計画のとおり進めていくことをここで説明をさせていただいたところです。

そして5月の29日ですけれども、高宮議員もご承知のとおり総務教育民生常任委員会のほうで同じ説明をしまして、町執行部としては、地域住民さんの声を受け止めて計画は現計画で進めていくということを判断したところです。

4ページのほうをご覧くださいと思います。ポートプラザ前の142号線の道路についての意見のまとめとなっております。

計画に理解された方が大多数を占めております。もちろん現状維持がよいという方の声もあります。ありますけれども、現地のほうで実際にみちの計画を見ていただいてその上での意見交換したところ、多くの方が理解をしていただいて、非常に楽しみにしているという多くの声をいただきました。

次5ページをお願いしたいと思います。5ページは灘通りと呼ばれる通りについてのまとめとなっておりますけれども、同じく大多数の方が計画に理解をしていただいたということが分かっております。

続いて6ページになります。6ページは、これは町長出席のもとですね、中町地区全体に呼びかけをしまして町の考え方をお伝えして、中町の町民の方になりますけれども、中町の方との意見交換会をしたもののまとめになります。21の方が参加をされまして、本当に活発に参加者同士での意見が、参加された方皆さん意見を言われた良い会だったと思っております。

ここでも現状維持の意見の方も当然おられておりましたけれども、やっぱり参加してよかったよく理解できたという声ですね、アンケートにも書かれておりますし、そういった声がすごく多かったです。そしてこの計画で問題ないじゃないですかと参加者の方が現状維持を訴える方に向けて意見を言うなど、そういう場面もありまして、議論が活発にできてよかったかなというふうに考えております。

これからも町内会単位での意見交換会というのは、非常にこういう会話をしてよかったという声が多くありましたので、今後まちづくりを進めていく上でもこのような小単位の意見が言いやすい場で町内会の意見交換会というものを実施しながら、いろんな意見を聞かせて

もらいながら進めていこうかなというふうに考えているところです。

そして全体としましては、この計画で合意をしていただいたというふうに執行部としては判断をしております。この意見交換会のまとめにパーセンテージもありますけども、参加者の方の意見と、それからアンケートのほうを記入していただいておりますのでそれを根拠として集計をしてまとめております。

6月の17日、会期前の常任委員会ですけども、交流館周辺のみちに対するいろんな意見が出ております。このそれぞれ1つ1つの意見についてもですねこの会期前の常任委員会のほうでは説明をさせていただいております。

このように取り組んでできましたので全体の意見としては、計画の理解が得られたものと考えております。

そうしましたら2番目の計画の見直しも含めた検討してしたのかということですが、附帯決議の中でも町道の路線計画について、これは交流館周辺のみちの計画という意味ですが、この件は先ほどの説明のとおり、みちの計画としては全体として理解をしていただいたというふうに考えておりますので、計画のみちがそのままということになると必然的に交流館そのものの位置を移動したりだとか、建物の大きさを縮小させるという必要はありませんので、交流館の配置だとか大きさもですね計画どおりで進めているところです。

ただ、意見交換の中でもありましたけども、例えば灘通りに車が進入できない部分があります。これは歩行者の安全性を高めるための措置ですが、ここに車止めを設置する計画ですがこの車止めについては可動式にして、そこが通りたいイベントなどのときにはとれるようにしたほうがいいんじゃないかという意見も多くありましたので、ここについては仕様を変更するように見直しをしております。

それから隣接する出雲大社さんとの話し合いの中で、やっぱり最近雪が大変多く降りますので、落雪の問題の件が指摘されております。これにつきましても、軒の出を施設建物側に引いて敷地からの軒の距離がとれるようにということで今設計の見直しを図っているところです。

そのほかのみちだとか交流館の配置など基本的な計画というものは変えませんが、各仕様については現場に応じて変更対応が生じてくるものがあるかと思っておりますので、ここについては見直しをしながら進めていきたいというふうに考えております。

続きまして3番目の所管の常任委員会への報告情報共有という点でございますけども、先ほどの説明のとおりですけども、5月15日には意見交換会のほうを終えたところで、協議会

と常任委員会のほうへの説明を行いまして、6月の17日のところで、会期前常任委員会ですけどもみちについての各それぞれの意見のほうも説明をさせていただきました。

執行部としましては、現在入札のほうも終えておりますけども常任委員会との情報共有はできているものと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

(高宮議員ジェスチャーで質疑終了を合図する)

○議長 (安 部 大 助)

以上で、高宮 陽一議員の「総括質疑」を終わります。

次に、10 番：西尾 幸太郎 議員

○10 番 (西 尾 幸 太 郎)

では通告どおり、議第 51 号「物品購入契約の締結について〔学習者用タブレット端末購入〕」について質問いたしたいと思います。契約内容を確認したところ納入期限が9月30日となっておりますが、実際に学校現場のほうにこれが配備されて、実際に学校の先生方や児童生徒が使うようになるのは、どういうふうなスケジュールになってるのか教えていただけますでしょうか。

○番外 (総務学校教育課長 金 井 和 昭)

では、西尾議員の総括質疑にお答えします。

学校のほうへ配備されるのはいつ頃かというところですが、納入業者のほうでそれぞれの端末1台1台初期設定をしたものをですね、9月の30日までにそれぞれの学校へ納入するという予定になっております。また、9月30日、10月以降のところでは、まずは教員にその端末に慣れていただく期間、これを半年間設けたいというふうに思っております。その中で、教育委員会のほうとしましても、研修会、何回か企画を考えたいと思っております。

子供たちにつきましては、本格導入が来年9年4月というところですので、子供たちが実際さわるのは新年度ということを考えております。

○10 番 (西 尾 幸 太 郎)

納入してからしっかりと準備期間を得て、新年度から実際に児童生徒がこれを使って学習していくということで理解いたしました。

このタブレット端末が学校に配備されたのは確か2020年のGIGAスクール構想を皮切りにして全国どこの自治体もこういったものが配備されてきたと記憶してます。この更新時期も合わせて全国各地で行われていて、先行事例のところを個人的に調べた限りでは例えば、

国のほうも使わなくなった端末も使えるものに関しては、自治体の中でリユース、活用していくべきというふうな方針も出されているようで、自治体によっては例えば、地域の子育て世帯への払い下げとか、あと公民館とか図書館での活用事例なんかも調べてみたらあったりして、個人的にも隠岐の島町の中でそういった需要とかニーズがあれば活用してもらえたらというふうにも思うんですけど、今のところ教育委員会として使わなくなる端末についての活用についてどのような検討がされているのかお聞かせください。

○番外（ 総務学校教育課長 金 井 和 昭 ）

今現在、使用している i P a d ですねこれを来年4月以降どう考えるかというところだと思いますが、まずは、学校の中でこれを使いたいということがあれば優先的にそれに活用していきたいと考えています。

また、教育委員会、教育委員会部局のほうで活用を考えていきたいというふうに思っております。そのほかにつきましては、使用できるもの、これをただ単に廃棄するのではなくて払い下げ等含めて、金銭的な収入、こういったことも探っていきながら、どうしても使えないものについては廃棄をしたいというふうに考えております。

先ほど西尾議員からありました、他自治体の事例ですね子育て世帯、公民館というところ、また、この町の中でそれを必要とする団体こういったところがあるのかないのかというところも関係課と一緒に協議しながら考えていきたいというふうに思います。

○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

1,000台の入替えになりますので、庁舎内での活用も含めても余ってくる i P a d たくさん出てくると思います。

特に福祉事業者なんかは、例えばその業務の中でこういったものを取り入れたりとか利用者さんにこういったものを使ってサービスを提供したいと思っていても、なかなか事業者主体でこういった端末類を整備するっていうのは財政的に厳しいという状況なんかも聞いてたりもしますので、特にその辺りのニーズ調査も行っていていただいてそういった事業支援なんかに使えるんじゃないかなというふうにも思いますので、しっかりと調査したうえでせっかくの財産ですので活用する方向で検討していただけたらなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、西尾 幸太郎議員の「総括質疑」を終わります。

次に、4番：脇田 千代志 議員

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

そうしますと、私は隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、教えていただきたいと思います。

1 番目に、この時期に改正する理由について教えていただきたいと思います。本来でしたら前年度中に条例改正の周知期間を置いて、本年度当初から施行するべきではないかと思いますが、その理由について教えていただきたいと思います。

○番外（ 保健福祉課長 中 村 恒 一 ）

保健福祉課の中村です。それでは私のほうから御説明させていただきます。

今回の改正につきましては給食費の増額ということになります。

先ほど議員ご指摘のとおり、本来であれば遅くとも3月議会には上程し4月から施行する必要があったかとは思いますが、議案上程の手続がなされておられませんので今回になっております。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

はい、承知しました。

続いて2番目の質問に移らさせていただきたいと思います。料金の改定は町公共料金等審議会に諮ったものでしょうか。

もし諮ってなければ、給食費100円、約33%の値上げ額が正当である根拠を示してください。お願いします。

○番外（ 保健福祉課長 中 村 恒 一 ）

それでは先ほどのご質問についてであります。公共料金等審議会においては、審議する料金については条例に掲げてございますが、ごみ処理とかし尿処理の手数料のほか町長が審議会に諮問に付す必要があると認めるものとなっております。

対象となる料金については、生活インフラなどに特に公共性の高いもので広く町民の皆様にも生活に関わる料金であるというようところで整理しておりまして今回は該当しないものと考えております。

次に、積算根拠につきましては、本日の総括質疑資料の9ページをお願いしたいと思います。直営の放課後児童クラブにつきましては、公立保育所を中心に行っておりますことから、公立保育所の給食の実績を参考としております。

ご覧いただいたら分かりますとおり昨今の物価高騰によりまして、年々上昇してきておりますが1番下の表をご覧くださいますと、令和6年度から特に上昇が大きくなっております。

ただこれまでも単価 300 円では収まっていなかったというところになりますが、7 年度の実績によりますと 1 日あたりが約 400 円となりますことから、こういった数字も参考にさせていただいたところであります。

また委託先の私立の保育所のほうからも値上げの要望はきておりまして、計算したこの 100 円の値上げというところでご理解いただいたところであります。

○4 番（ 脇 田 千 代 志 ）

承知いたしました。わざわざ積算資料を作っていただきましてありがとうございます。それで私がなぜこれを聞いたのかといいますと、やはり利用者の皆様に請求される料金については、公正性が担保されなければならないと思っています。ですのでその理由についてもそういった町のホームページ等とか利用して、なぜ今回のこの値上げになったのかというふうなところも、またご説明を検討いただければと思います。

それでは 3 番目の、条例案の上程から周知、施行への手順が適正であるのかという部分についてご質問させていただきます。7 月 1 日の施行では周知期間が少な過ぎると思いますが、既に 3 月 2 日に改定額をホームページ上で通知済みであります。この時点で議会、これは常任委員会になると思いますけども説明し内諾等を受けておられたのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

○番外（ 保健福祉課長 中 村 恒 一 ）

ご指摘のありましたとおり 3 月 2 日付けで改定額をホームページに記載してございます。本来ですと条例の議決後に上げるべき内容の記事であったかと思いますが、事務的なミスで上げてしまったところであります。またこのことについての確認もなされてございませんでした。大変申し訳ございませんでした。といったところで事前に常任委員会等への説明というようなところも行つてというわけではございません。

なお、7 月 1 日施行では周知期間が少ないのではという、ご指摘についてであります、利用児童の保護者の皆様に対しましては 3 月末のところで文書をお送りしておりまして、7 月頃に改定させていただきたい旨のお知らせをさせていただいたところでございます。

○4 番（ 脇 田 千 代 志 ）

今回はそういうことで十分な説明がなされていなかったということでございますけども、これは議決軽視、議会軽視ということにつながってしまうと思いますので今後とも十分お気をつけいただきたいと思います。

それで、最後の制度の見直しと子育て世代への負担増を求める優先度についてお尋ねした

と思います。実施要綱では給食費含め全て実費負担となっています。学校給食費の無償化が実施された今、その趣旨にのっとった条例改正なのかどうかを伺わせていただきます。

○番外（ 保健福祉課長 中 村 恒 一 ）

学校給食費の無償化につきましては、こちらについては全ての児童が対象となっているものと思っております。今回の放課後児童クラブの給食費につきましては、利用者が一部の児童にとどまるものであります。そういったところから、受益者負担の考え方からこれまでどおり保護者の方より負担していただくというところとなっております。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

総括質疑ですので所感を述べるのはいけませんけども、学校給食費それから保育料無償化になっている現在ですね、実施要項の中でこの対象になる方というのは、読ませていただきますと対象児童の3番目のところで、保護者の就労、疾病その他の理由により家庭において適切な保育を受けられないこととなっています。

大変生活に困窮している状態の方が、この制度を利用されているということでございます。この状態のところで福祉の事業の対象になったところで、いきなり手のひらを返したように実費負担となっている。そういった制度の在り方について、今後、見直しの検討をされるお考えがあるのかどうか。それから、この財政難についていろんな利用料等を上げなくちゃいけないということについて、この子育て世代から真っ先に負担増を強いるそういった考え方について、見直しのあるいは今後検討していくお考えがあるかどうかを教えていただきたいと思います。

○番外（ 保健福祉課長 中 村 恒 一 ）

こちらの利用をされる方につきましては先ほど言われました困窮という方もおられるかと思いますが、大多数はお仕事をされて自宅に誰もいないというところですね、低学年の1年生から3年生までのお子様の居場所ということで預かっているような部分でありますので、必ずしも困窮というところには合致しないかと思っております。

またそれ以外の子供さんについては、自宅で昼食等を実際にとっておられるというところもありますので、今回制度の見直しというところは今のところは考えてございません。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

実態としてそういうことだということで伺いました。

ただ要綱上、本当に困窮されてる事態になった方が利用されるということを設定しておられます。

そういった方への思いも含めて今後、この事業についてこういった意見があったということとを頭に置いて事業実施をお願いしたいと思います。

以上終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、脇田 千代志議員の「総括質疑」を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は13時30分からといたします。

（ 本会議休憩宣告 11時58分 ）

○議長（ 安 部 大 助 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

それでは、引き続き「総括質疑」を行います。

2番：村上 一 議員

○2番（ 村 上 一 ）

都市再生整備事業についての質問です。1番最初に高宮議員がされましたのでできるだけ重ならないように質問したいと思いますけども、そもそも論的なことも入るかもしれませんので教えていただきたいと思います。

まず、予算説明資料4－1の9ページ、下の段に都市再生事業の予算が書いてあります。それで、質問通告のほうにも書いたんですけども、2億7,781万6千円という多額の補正予算がこの6月に出てるんですけども、3月の時点で出せなかったのかまたその何が1番大きな原因なのかっていう辺りを教えていただけたらと思います。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

それでは、村上一議員の総括質疑についてお答えをいたします。

通告のありました質疑とは少し違って今の質問だと、なぜ3月にこの予算が計上されなかったかということかなと思っておりますけどよろしいでしょうか。

（ 村上 一議員 うなずく ）

高宮議員の最初の質問にも重なりますけども、当初予算のほうは最近のですね国のほうの配分が非常に少ないですので、その配分の見込みでもって予算を減少させて当初予算を組んでおります。その後に3月に、国のほうが満額の配分を決定して通知がありましたので、今回補正予算で対応するということが理由となっております。

以上です。

○2番（村 上 一）

そうするとここに書かれてある都市再生事業の項目が何点か書いてあるんですけども、これはもう当初から予定されてたことで、新)と書いてますけどもそれは国の予算がついたからここで上がったという判断でよろしいでしょうか。

○番外（都市計画課長 石 田 傑）

村上議員が仰るとおりでして、国のほうの要望には今回補正で上げた項目を要望しておりまして、これが3月に配分の決定を受けたので補正予算として新たに計上したということになっております。

以上です。

○2番（村 上 一）

それでは表の見方なんですけども、内容説明の中の点々で四角で囲まれている補正後というのが2つほど出てくるんですけども、ここの欄をずっと合計すると2億7,781万6千円にならないんですけど、どういうふうに計算したらこの数になるのかというのを、この表の見方なんですけども教えていただけますでしょうか。

○番外（都市計画課長 石 田 傑）

はい、そうしましたら4-1の予算説明資料9ページをお願いをしたいと思います。

この表の中段から下が都市再生整備事業の予算となっておりますけども、今回2億7,781万6千円の補正となっておりますのが表の内容説明のところの450万っていうのがあろうかと思いますが、中町ポケットパーク詳細設計となっております。この450万円からそのままずっと同じ列で2億923万6千円、これが用地取得費ですけれども、ここまでを足したものが合計とはなるのですけども。

四角のところは補正後となっておりますので、当初に計上したものも含めて補正後のものを足し合わせてこの額になるということです。これをそのまま足しても補正額の合計にはならないということに表の見方としてなっております。ですので、四角じゃないものの数字を出していただくと合計と合うということになると思いますけど、よろしいでしょうか。

○2番（村 上 一）

補正後というのが正式の予算ではなくて補正後と書いてある以外のものを足せば、これになるということですか。

○番外（都市計画課長 石 田 傑）

具体的に申しますと用地補償費っていうところを見ていただきますと、今回の補正額としては2億41万6千円の補正となっておりますけども、当初のほうで予定している用地補償費というものも当初予算にありますので、これを足し合わせると2億41万6千円と足して、補正後には予算としては2億923万6千円になるとそういう意味での記載でございます。

以上です。

○2番（村 上 一）

ちょっとまた後で確認したいと思います。

それでは財源の内訳のところなんですけども、国からの予算がついたということでここに国庫支出金が20億ぐらいつけてあると思うんですけども、そうすると確認ですけどもこの国庫支出金は後から返したりとかしなくてもいい、全額もらえるお金で、地方債は借りるわけなので町の借金になると、それから一般財源は当然持ち出しになるというようなとらえ方でよろしいでしょうか。

○番外（都市計画課長 石 田 傑）

仰るとおりです。国庫支出金につきましては、国のほうから配分決定を受けておりますので理由があれば減額することも可能ではありますが、国のほうもまた返されると困る事情もありますので、町のほうをお願いをした事業費の中で頂いている国庫支出金のほうですので、これは満額を消化するように事業執行していく考えであります。

起債と一般財源については、村上議員仰るとおりだと思います。

以上です。

○2番（村 上 一）

はい、分かりました。

それでは高宮議員が質問したときに回答された、この海に見える交流施設の問題は本当にたいへん大きな問題だと思っております、総括質疑資料の3ページのほうに先ほどの課長の午前中の説明で地域住民との意見交換会の実施ということで、1番から18番まで細かに説明会をやってきて同意を得てきたという説明をされたんですけども、6月13日に中町町内会連合会でもその懇話会が夜行われて、町内の方が15名程度だったと思いますけど参加して、議員も6名参加したんですけども町からの参加がなかったということで、この一覧表の中には実は3月の議会に意見書が出た、3番に書いてあるんですけど、西郷周辺地区地権者会、この意見交換会をやっているのに請願が出た中町町内会連合会との意見交換会がされなかったということが、どうしたものかというふうに私は参加しておったんですけども、これにつ

いてはどういう理由で参加されなかったんでしょうか。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

中町の地域の方の意見を丁寧に聞いてください、中町と附帯決議に書いてないんですけど地域住民の意見を丁寧に聞いてくださいということ、これを受けたからということではないんですけども、やはり住民参加のまちづくりをこれまで進めてきておりまして、もっと細かくですね小単位で意見が言いやすい単位で意見交換会を行うべきだということで、これは常任委員会のほうにも申しておりましたけども、中町の1から9町内あるんですね町内会というものが。この町内会の代表が連合会となっておりますけどもこの町内会単位で説明会をしていくことが一番様々な意見が聞ける、そういう場であるということのをこれを議会に対しても常任委員会にもお話をして、そしてこれを小単位で回っていくと。連合会を対象に1回すればいいということではなくてもっと細かくいろんな意見を聞くんだという思いで、3月15日から丁寧に回ってきたところなんです。

一通り町内全て回りまして、午前中の説明ではないんですけども、関係する機関であるだとかまちづくりを協議する場でもこういった意見を照会をして、一通りの合意をしたという決断をして、そして常任委員会のほうに報告したというその後にですね、13日の会でしょうか懇話会というのがあったようなんですけども。町のほうには本当に何日前ぐらいだったかな、1週間、10日ぐらい前に実は案内がありまして、もうこの常任委員会のほう、それから協議会のほうにも一定の判断をしてお話をした後でありました。

それから、やはりこの細かい単位の意見交換会に参加してくれた多くの方の意見というのはすごく大事な意見だと思っております、連合会長のほうには町から出席しない理由をきちんと表記しましてお断りをしたということになっております。

以上です。

○2番（ 村 上 一 ）

その理由を知りたいんですけども教えてくださいませんか。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

理由としましては3点ほどあったかと思っておりますけれども、まず3月15日から開催してきた18回の公開、オープンにしてきたまちづくりの意見交換会、これが行われたということです。この場を受けてそしてその結果をニューズレターでもってこれは全町民の方にお知らせをしております。

そしてこのことはアイノマ協議会のほうにも経過を報告して、多くの方から内容について

理解ができましたと、計画を進めるという1つの合意としてこれも常任委員会に報告をしたと、繰り返しますけども、こういった1つのプロセスが完了したというのが1つの判断です。

2点目としましては、公平性と透明性ということも書きましたけど、町長も参加しての中町全体に対する呼びかけの意見交換会も実施をしました。連合会長はじめ町内会長の方も参加をされております。そして、この結果については、ニュースレターでオープンにしておりますけども、13日の案内があった会では残念ながら公開による開かれた場という判断を我々はしませんでしたので、せっかくやるのであればやはりオープンな場で公開に行って話した結果は全町民さんのほうに公開していくという、これまでのまちづくりのやり方でもって行うべきだという判断がありましたので、2点目としては非公開の場だということが1つありましたのでお断りすることにしました。

それから今回の町への正式な案内文が届く前にですね、先に町民の方に回覧されていたと聞いてますけども、その中に町も出席のもとと書かれていたようですけども、まだ町のほうにはそういった案内文もない中でそういった文書が出ていたということは、我々もいろんなスケジュールの中で動いておりますので、前もってご相談があればまた調整もできたのかなというところがありましたので、この3点でもって理由として町内会長のほうにはお断りをしたということになっております。

以上です。

○2番（村 上 一）

はい、分かりました、意見は言いませんけども、どういう理由かっていうのは分かりました。

以上で終わります。

○議長（安 部 大 助）

以上で、村上 一議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

続いて、報告第1号から承認第7号までの質疑を行います。

はじめに、報告第1号「令和7年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。

議案書の4から6ページ。質疑はありませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

資料は届いてますか。大丈夫ですか。はい。議案書です。届きましたか。

もう一度、4ページからもとい、4ページから6ページ。質疑ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、報告第2号「令和7年度隠岐の島町一般会計事故繰越し繰越計算書について」質疑を行います。

議案書の中の7から8ページ。よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、報告第3号「令和7年度隠岐の島町水道事業会計予算繰越計算書について」質疑を行います。

議案書の9から10ページ。質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、報告第4号「令和7年度隠岐の島町下水道事業会計予算繰越計算書について」質疑を行います。

議案書の11から12ページ。質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

続いて承認第3号から承認第7号までの条例の一部改正及び、補正予算の専決処分について質疑を行います。

補正予算の専決処分については、予算説明資料4により、歳入・歳出ごとにページめぐりで進めさせていただきたいと思います。

予算説明資料4、最初に、承認第3号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」議案書の13から24ページ。質疑ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に承認第4号「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について」議案書の25から27ページ。質疑ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、承認第5号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について」歳出から行います。

資料4、歳出16、17ページ。質疑ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

18、19ページ。ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

20、21ページ。よろしいですか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

22、23ページ。よろしいですか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

24、25ページ。よろしいですか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

26、27ページ。よろしいですか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

28、29ページ。よろしいですか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

30、31ページ。ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

34、35ページ。ありませんか。

32、33、言いましたよ。飛ばしましたか。

失礼しました。

32、33 ページ。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

34、35 ページ、よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

36、37 ページ。よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

38、39 ページ。ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

40、41 ページ。ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

42、43 ページ。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

44、45 ページ。よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

46、47 ページ。よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

48、49 ページ。ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

50、51 ページ。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

52、53 ページ。ありませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

54 ページ。ありませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

続いて歳入に移りたいと思います。

5 ページ。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

6、7 ページ。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

8、9 ページ。ありませんか。いいですか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

10、11 ページ。ありませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

12、13 ページ。ありませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

14、15 ページ。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、承認第6号「令和7年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」歳入から行います。

資料4、56 ページ。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

歳出です。57、58 ページ。ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

最後に、承認第 7 号「令和 7 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」歳入から行います。

資料 4、60 ページ。ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

歳出、61 ページ。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

以上で「質疑」を終わります。

日 程 第 3. 町 長 追 加 提 出 議 案 の 上 程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の議第 55 号「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」から、議第 61 号「令和 8 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」までの 7 件及び同意第 3 号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」の 1 件、計 8 件を議題といたします。

日 程 第 4. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 8 件の議題について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（ 町 長 池 田 高 世 偉 ）

それでは、本日追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

はじめに、議第 55 号の「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてありますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、関連する条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、葬祭補償額の改定であります。

続きまして、議第 56 号から議第 60 号の 5 件につきましては、工事請負契約の締結に関する議案であります。

はじめに議第 56 号「工事請負契約の締結について〔(仮称) 海の見える交流館建築工事〕」についてであります。去る 6 月 15 日、8 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、入札が不調となりました。

同入札の最低入札者であった有限会社 門脇工務店と協議の結果、業者見積額が予定価格以内でありましたので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、同社と随意契約の方法により、契約金額 4 億 4,110 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に議第 57 号の「工事請負契約の締結について〔(仮称) 海の見える交流館機械設備工事〕」についてであります。去る 6 月 15 日、10 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、入札が不調となりました。

同入札の最低入札者であった有限会社 門脇工務店と協議の結果、業者見積額が予定価格以内でありましたので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、同社と随意契約の方法により、契約金額 5,445 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に議第 58 号の「工事請負契約の締結について〔運動公園屋外キュービクル更新工事〕」についてであります。去る 6 月 15 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 中電工隠岐営業所が落札いたしましたので、同社と契約金額 5,940 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に議第 59 号の「工事請負契約の締結について〔布施漁港沖防波堤改良工事〕」についてであります。去る 6 月 18 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、徳畑建設 株式会社が落札いたしましたので、同社と契約金額 1 億 6,830 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に議第 60 号の「工事請負契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）防砂堤ブロック製作工事〕」についてであります。去る 6 月 18 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、徳畑建設 株式会社が落札いたしましたので、同社と契約金額、1 億 175 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 61 号の「令和 8 年度一般会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、521 万 9 千円の追加でありまして、補正後の予算額を 202 億

7,832万6千円とするものであります。

補正の内容は、離島甲子園事業に要する経費を増額するものであります。

続きまして同意第3号の「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」であります。現在の農業委員会委員が、去る7月31日をもって任期満了になりますことから、「農業委員会等に関する法律」に基づき、8名の方を農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、8件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安部大助）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 14時02分）

（全員協議会開会宣告 14時02分）

○議長（安部大助）

全員協議会を閉じ、本会議を再開いたします。

（全員協議会閉会宣告 14時17分）

（本会議再開宣告 14時17分）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました8議案について、質疑を行います。

はじめに議第55号「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についての質疑を行います。

質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、議第56号「工事請負契約の締結について〔(仮称)海の見える交流館建築工事〕」から、議第60号「工事請負契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）防砂堤ブロック製作工事〕」までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番：村上 一 議員

○2番（村上一）

入札の結果を受けて、次の分もそうなんですけども、いつ頃から工事を始める予定でしょうか、教えてください。

○議長（安部大助）

工事は、議第何号の工事ですか。（仮称）海に見える交流館の工事でよろしいですか。交流館の工事と機械設備も含めて、議第56号、57号のことですか。

（村上一議員 うなずく）

○番外（都市計画課長 石田 傑）

工事工程スケジュールの件かなというふうに思っておりますけども、今回議決を6月議会で頂きました後にですね、本契約ということになります。

まだ仮契約ですので、工事工程のほうであるとか、それから施工計画書、これに基づいて工事施工を行うものなんですけども、こういったものはまだ本契約が終わってませんので、作成がされておられません。

ですので契約の議決を得た後にですね、しっかりと協議をして工期内に終わる工程を組みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安部大助）

よろしいですか。

○2番（村上一）

はい。

○議長（安部大助）

ほかに「質疑」ありませんか。

○1番（松山 貢）

交流館の関係の建築と設備ですけれども、今ここで一つ、質疑として行っているのか分からないスライド条項の関係について、今現在の考え方があれば、一応その辺のことについて懸念をしておりますので、昨今の経済情勢もありますから、考え方を伺いできればお願いしたいと思います。

○番外（都市計画課長 石田 傑）

非常に大切なご質問かなというふうに思っております。

今回の交流館3つの工事案件ですけれども、電気設備がありますので3案件の工事契約をし

て工事発注をしておりますけども、中東情勢を受けてですね、建築資材が非常に高騰しております。

それからご承知のとおりニュース等でもありますけども、資材によっては入手が困難、入ってこないというようなものも多く発生しております。

こういった中で入札をするとですね、なかなか見積り自体もできないということが懸念されておりましたので、発注にあたりましては仕様書のほうで、先ほど松山議員言われたとおり単価が急激に高騰した場合、これは協議に応じて単価変更を行うということを明記して入札案内をかけております。

それから工期についても同様でして、資材が入ってこない可能性がありますので、設定した工期内に終わることができない可能性があります。

ですのでこれについても、中東情勢を受けまして資材が入らない場合には、協議により工期も柔軟に変更していくということを仕様書に盛り込んで入札案内をかけております。

3点目にですね、工期の変更をするということは、すなわち工事金額の増額ということにもなります。これは経費がかかるためですけども、このことも3点目に盛り込んで協議のうえ柔軟に対応するというところで工事発注を行ったところです。

以上です。

○1番（松山 貢）

3点の項目についてお伺いしたんですけれども、設計管理者との連動が非常に今後大切になってくると思いますので、十分管理なさるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安部 大助）

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、議第61号「令和8年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

最後に、同意第3号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

以上で「質疑」を終わります。

日 程 第 6. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題といたします。

会期初日に提出された町長提出議案の議第 44 号「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」から、議第 54 号「令和 8 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）までの 11 件、及び本日追加議案された議第 55 号「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」から議第 61 号「令和 8 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）までの 7 件、計 18 件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案 18 件は「議案付託表」のとおり付託することに決定いたしました。

日 程 第 7. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

6 月 25 日から 26 日は、常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、6 月 30 日に開催いたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 14 時 25 分)

以 下 余 白